

中古車販売に関する協会規定（Web 等を含む）

■基本的ルール

自動車公正取引協議会の定める「中古車表示のルール」に準拠するものとする

公取協該当 URL : <http://www.aftc.or.jp/mc/kiyaku/chuuko/price.html>

■自動車公正取引協議会規定項目（公取協ルール）

- ①プライスカード <http://www.aftc.or.jp/mc/kiyaku/chuuko/price.html>
- ②品質（車両の状態） <http://www.aftc.or.jp/mc/kiyaku/chuuko/quality.html>
- ③メーター（走行距離計） <http://www.aftc.or.jp/mc/kiyaku/chuuko/meter.html>
- ④広告宣伝 <http://www.aftc.or.jp/mc/kiyaku/chuuko/koukoku.html>
- ⑤注文書 <http://www.aftc.or.jp/mc/kiyaku/chuuko/order.html>

■①中古車プライスカード主な記載項目 ※公取協掲載項目概要

- ・中古車のプライスカードの主な表示内容
- ・車名及び主な仕様区分
- ・年式（原付を除く）
- ・製造国名（国産車を除く）
- ・販売価格
- ・走行距離数
- ・自動車検査証の有効期限（軽二輪及び原付は自賠責の有効期限）
- ・保証の有無（保証付きの場合は、保証期間又は保証走行距離数並びに保証書の交付がある旨を付記）
- ・定期点検整備実施の有無（原付を除く）
- ・メインフレームの修正及び交換歴の有無
- ・車両の品質（品質評価書により表示）

■②品質（車両の状態）

- ・展示車両への品質評価の掲載
- ・販売車両への品質評価書の発行

■③メーター（走行距離計）

走行メーターが交換されているバイクや走行メーターの改ざんが判明したバイクには、公取協作成のシールを貼付。

■④広告宣伝 ※禁止の内容

- ・実際には無い車両を掲載する行為（オトリ広告）
- ・（カスタマイズ車両の場合）カスタム内容を記載しない行為
- ・（乗り出し価格表示の場合）価格の内訳を記載しない行為
- ・（通信販売の場合）通信販売に必要な事項を記載しない行為
- ・中古であるのに新車販売時の価格を表示して比較する行為

■⑤注文書（契約書）に必要な記載事項

- ・車名及び主な仕様区分

- ・現金販売価格
- ・保険料、税金、諸費用の額
- ・カスタマイズ車にあつては、カスタマイズの内容及び費用
- ・下取車がある場合にあつては、当該下取車の明細及び下取価格
- ・走行距離数
- ・その他必要な事項

■中二協が中古車両の販売に関して推奨する追加項目

【推奨1】点検記録簿の交付

車両引渡し前の整備内容や交換部品についてを記載し、点検記録簿の交付を薦める

【推奨2】保証をつける場合には、期間や範囲の詳細

車両保証の期間や範囲をできるだけ細かく記載することを薦める

※推奨項目に関する考え方

中古車の取引に関して、消費者が疑問や不安を感じる点について、積極的に情報開示をおこない、消費者・販売店共に認識の違いが無いようにすることを目的とする。

また、販売時や契約時の説明には消費者でもわかりやすい用語で説明を行うこととする。